

厚生労働省北海道労働局発表  
令和5年11月20日

担当 厚生労働省  
北海道労働局労働基準部安全課  
課長 佐藤 浩一  
主任安全専門官 衿 裕美  
労働基準監督官 西村 唯一郎  
代表電話:011-709-2311(内線 3553)  
直通電話:011-788-6371

報道関係者 各位

## 令和5年の死亡労働災害による被災者は41人に

～北海道内の労働災害発生状況(令和5年10月末現在速報値)～

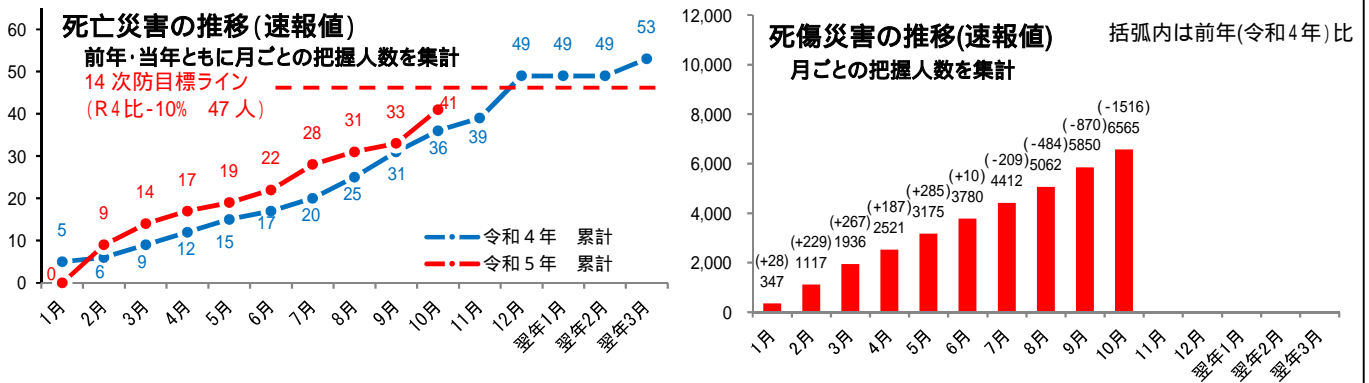
北海道労働局(局長 <sup>みとみのりえ</sup> 三富則江)は、北海道内における令和5年の労働災害発生状況(令和5年10月末現在速報値)について取りまとめたので、その内容を公表します。

令和5年10月末時点の労働災害による死亡者数は41人(前月比8人増)となりました。令和5年10月中に新たに把握した死亡者数8人の事故の型別内訳は墜落・転落3人、飛来・落下1人、崩壊・倒壊1人、はさまれ・巻き込まれ1人、おぼれ2人となっており、死亡災害が急増しています。

10月末までの死亡者数41人のうち、一般動力機械による死亡者は今年既に6人(前年同月比5人増)となっており、はさまれ・巻き込まれのほか、墜落・転落、転倒、飛来・落下の災害が発生しています。機械等を使用する場合は、ユーザーにおいてもリスクアセスメントを実施し、設備対策を講じるとともに、非定常作業を含めた安全作業手順を作成し、それを関係者全員で守ることが重要です。

### 1 【令和5年】労働災害の月別推移(令和5年10月末現在)

令和5年10月末現在の道内における労働災害による死亡者数は41人で、前年同期と比べて5人増加(13.9%増)しています。休業4日以上の死傷者数は6,565人で、前年同期と比べて1,516人減少(18.8%減)しています。

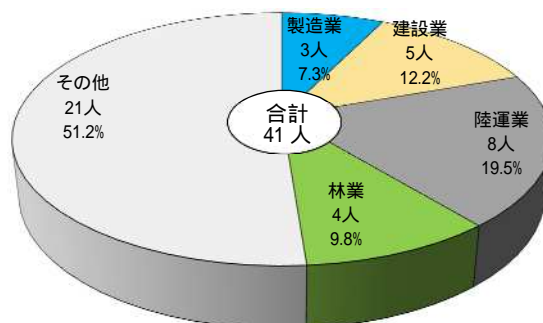


### 2 【令和5年】死亡災害発生状況

#### (1)業種別の状況【資料番号1,2】

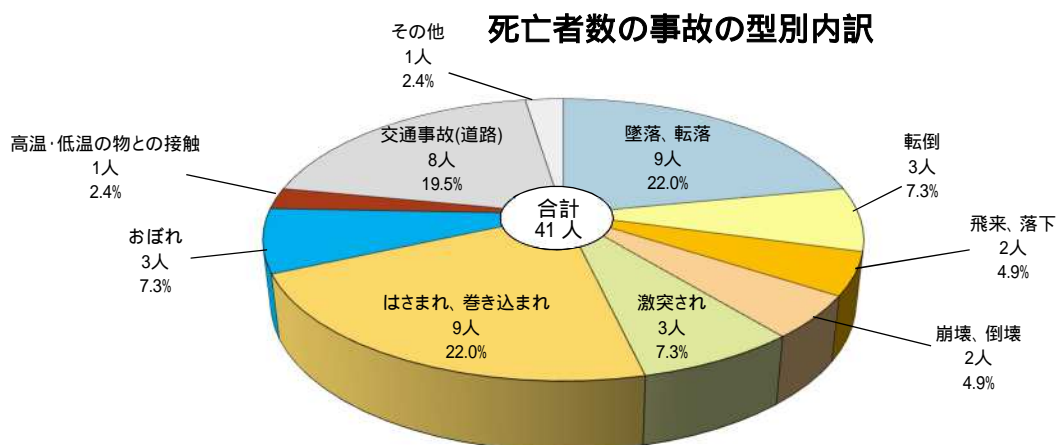
死亡者数の業種別の内訳は、その他を除くと、陸上貨物運送事業(以下「陸運業」という。)が8人(19.5%)と最も多く、建設業が5人(12.2%)、林業が4人(9.8%)、製造業が3人(7.3%)となっています。

#### 死亡者数の業種別内訳



## (2) 事故の型別の状況

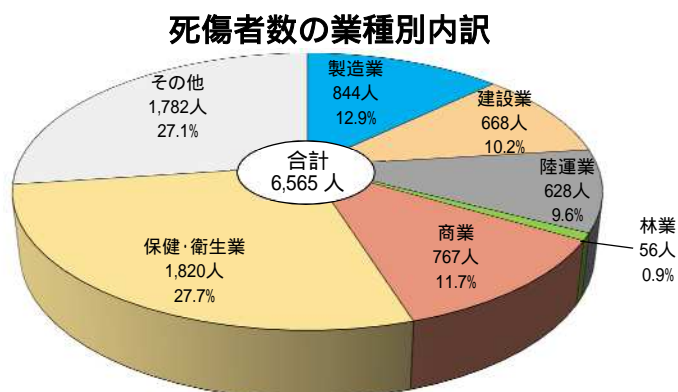
死亡者数の事故の型別の内訳は、「墜落、転落」と「はさまれ、巻き込まれ」が9人(22.0%)と最も多く、「交通事故(道路)」が8人(19.5%)、「転倒」、「激突され」及び「おぼれ」が3人(7.3%)、「飛来、落下」と「崩壊、倒壊」が2人(4.9%)、「高温・低温の物との接触」と「その他」が1人(2.4%)となっています。



## 3 【令和5年】休業4日以上之死傷災害発生状況

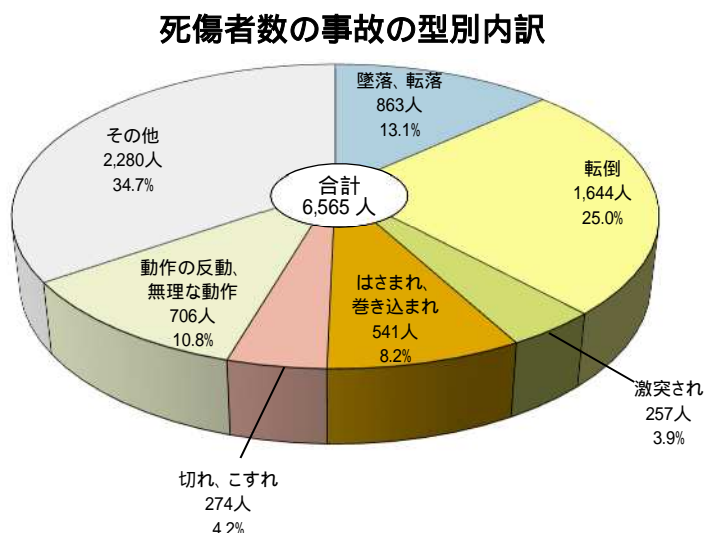
### (1) 業種別の状況【資料番号2】

死傷者数の業種別の内訳は、その他を除くと、保健・衛生業が1,820人(27.7%)と最も多く、製造業が844人(12.9%)、商業が767人(11.7%)、建設業が668人(10.2%)、陸運業が628人(9.6%)、林業が56人(0.9%)となっています。



### (2) 事故の型別の状況

死傷者数の事故の型別の内訳は、「その他」を除くと、「転倒」が1,644人(25.0%)と最も多く、「墜落、転落」が863人(13.1%)、「動作の反動、無理な動作」が706人(10.8%)、「はさまれ、巻き込まれ」が541人(8.2%)、「切れ、こすれ」が274人(4.2%)、「激突され」が257人(3.9%)となっています。



## 4 北海道労働局の対応

### (1) 北海道冬季ゼロ災運動について

【取組期間:令和5年12月1日～令和6年3月31日】

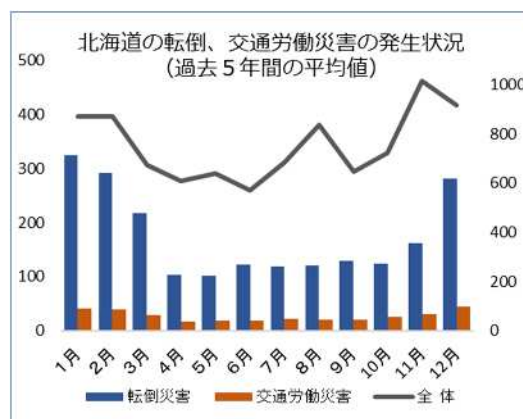
冬季には、路面凍結等による転倒、自動車のスリップや吹雪等の視界不良による交通事故、雪下ろし作業に伴う墜落や重機との接触、屋内での内燃式発電機等の使用による一酸化炭素中毒が増加する傾向にあります。

「北海道冬季ゼロ災運動」は、転倒災害、交通労働災害、雪下ろしの際の墜落災害、除雪作業時の重機災害、一酸化炭素中毒を重点災害として、これら冬季特有の労働災害の防止に向けて、事業者と労働者が行う具体的な取組事項を幅広く水平展開するための取り組みです。

本年度も、北海道労働局として「北海道冬季ゼロ災運動」に関する情報を公開する予定となっておりますので、労使の協力により、冬季特有の労働災害防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

「北海道冬季ゼロ災運動」に関する情報はこちら。

北海道労働局ホームページ内に移動します。(令和5年度の情報は後日公開)  
[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eis/ei/anzen-kankei/saigai/toukisaigaiboushi.htm](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eis/ei/anzen-kankei/saigai/toukisaigaiboushi.htm)



### (2) 建設工事追い込み期労働災害防止運動について

【取組期間:令和5年10月1日～12月31日】

令和5年における建設業の死亡者数は10月に2人増加して5人、死傷者数は10月に79人増加して668人となりました。死亡災害の内1件は、建設機械運転中の転落災害です。車両系建設機械を使用する際は、当該機械の転落等による労働者の危険を防止するための事前の調査を行い、作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければならないことに加え、必要な幅員を保持する等の措置を講じる必要があります。

本年度も、墜落・転落災害、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開しておりますので、下記の情報を参照し、労働災害防止の徹底をお願いいたします。

「建設工事追い込み期労働災害防止運動」に関する情報はこちら。

北海道労働局ホームページ内に移動します。  
[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/anzen-kankei/saigai/kennsetsugyousaigaiboushi.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/kennsetsugyousaigaiboushi.html)



### (3) リスクアセスメントの実施について

技術の進展等により、多種多様な機械設備等が現場で用いられるようになり、その危険性や有害性が多様化しています。労働災害防止対策のためには、自主的に職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、事前に的確な対策を講じる必要があります。そのために有効な手段がリスクアセスメントです。

厚生労働省では、リスクアセスメントについて、一連の手順や職場の改善を進めた事例等をホームページで公開しております。また、厚生労働省のほか、各種災防団体においても、リスクアセスメントの具体的な取り組み方についてリーフレット等にて公表しておりますので、下記を参照し、リスクアセスメントを実施するようお願いいたします。

リスクアセスメントに関する情報はこちら。

厚生労働省ホームページ(職場の安全サイト)内に移動します。

[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo01\\_1.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo01_1.html)



#### (4) 転倒労働災害防止について

転倒災害は死傷災害の事故の型別で最も多く発生しており、特に毎年12月から3月までの間に増加します。また、労働者の高齢化が進み、身体能力の低下が労働災害の重篤化につながりやすくなっており、転倒災害においては休業期間が1か月以上となるケースが半数以上となっています。

転倒災害の防止のためには事業者による対策はもとより、労働者自身が作業等に当たって十分注意することや身体機能の低下に起因する転倒リスクの可視化及び身体機能の維持向上のための取組を促進することが必要です。

当局ホームページでも、労働者の体力チェックの実施により、事業者及び労働者共に健康や体力の状況を客観的に把握できる「転倒等リスク評価セルフチェック票」に関する情報を公開しておりますので、労働者自身のセルフチェックの実施と、実施結果の集団分析を行いましょ。

転倒労働災害防止対策に関する情報はこちら。

北海道労働局ホームページ内に移動します。

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/anzen-kankei/saigai/\\_119991.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/_119991.html)



#### (5) 職場の災害防止対策ヒント集について

「北海道労働局小売業 SAFE 協議会」及び「北海道労働局介護施設 SAFE 協議会」で作成した転倒や腰痛防止のヒント集を当局ホームページで公開しています。安全衛生教育等の場面でご活用ください。

「職場の災害防止対策ヒント集」のダウンロードはこちら。

北海道労働局ホームページ内に移動します。

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/anzen-kankei/saigai/daisanji.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/daisanji.html)



#### (6) 第14次労働災害防止計画について

「第14次労働災害防止計画」関連のリーフレットはこちら。

北海道労働局ホームページ内に移動します。

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/anzen-kankei/saigai/roudusaigaiboushikeikaku\\_14.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/roudusaigaiboushikeikaku_14.html)



**【添付資料】**

資料番号1 令和5年における死亡災害発生状況 [速報]

資料番号2 業種別労働災害発生状況(その1・その2)

各年の災害統計は、翌年3月末までに把握した12月末までの休業4日以上の災害情報を集計して、統計値を確定しています。

令和5年の災害統計は、令和6年3月31日以降に確定します。

# 令和5年における死亡災害発生状況 [速報]

資料番号1

令和5年1月1日～令和5年10月31日

北海道労働局

業種	令和5年		令和4年同期		対前年比較			
	死亡者数	構成比 (%)	死亡者数	構成比 (%)	全件数		交通事故を除く	
					増減数	増減率	増減数	増減率
全産業	41 ( 8 )	100.0	36 ( 6 )	100.0	5	13.9	3	10.0
製造業	3 ( )	7.3	5 ( )	13.9	-2	-40.0	-2	-40.0
鉱業	1 ( )	2.4	( )		1	-	1	-
建設業	5 ( 1 )	12.2	17 ( 1 )	47.2	-12	-70.6	-12	-75.0
交通運輸事業	1 ( 1 )	2.4	1 ( )	2.8			-1	-100.0
陸上貨物運送事業	8 ( 2 )	19.5	4 ( 1 )	11.1	4	100.0	3	100.0
港湾運送業	( )		( )			-		-
林業	4 ( )	9.8	( )		4	-	4	-
その他の事業	19 ( 4 )	46.3	9 ( 4 )	25.0	10	111.1	10	200.0

(注) 1. 本統計は死亡災害報告に基づき、上記期間について集計したものである。

2. 死亡者数欄の( )内は、交通事故による死亡者数で、内数である。

3. 本年・昨年ともに集計期間に把握した速報値である。

# 令和5年における死亡災害発生状況(その他の事業の内訳)

令和5年1月1日～令和5年10月31日

北海道労働局

業種	令和5年		令和4年同期		対前年比較			
	死亡者数	構成比 (%)	死亡者数	構成比 (%)	全件数		交通事故を除く	
					増減数	増減率	増減数	増減率
その他の事業	19 ( 4 )	100.0	9 ( 4 )	100.0	10	111.1	10	200.0
小売業	1 ( 1 )	5.3	3 ( 2 )	33.3	-2	-66.7	-1	-100.0
医療保健業	( )		( )			-		-
社会福祉施設	( )		( )			-		-
清掃・と畜業(ビルメン テナンス業を除く)	2 ( )	10.5	1 ( )	11.1	1	100.0	1	100.0
ビルメンテナンス業	1 ( )	5.3	( )		1	-	1	-
ゴルフ場の事業	1 ( )	5.3	( )		1	-	1	-
警備業	4 ( 1 )	21.1	2 ( 2 )	22.2	2	100.0	3	-
農業・畜産業	1 ( 1 )	5.3	2 ( )	22.2	-1	-50.0	-2	-100.0
水産業	1 ( )	5.3	( )		1	-	1	-
その他	8 ( 1 )	42.1	1 ( )	11.1	7	700.0	6	600.0

(注) 1. 本統計は死亡災害報告に基づき、上記期間について集計したものである。

2. 死亡者数欄の( )内は、交通事故による死亡者数で、内数である。

3. 本年・昨年ともに集計期間に把握した速報値である。

## 業種別労働災害発生状況 その1

令和5年1月1日～令和5年10月31日

北海道労働局

業種別	令和5年			令和4年			対前年		業種割合 (%)	令和4年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	41	6,524	6,565	36	8,045	8,081	-1,516	-18.8	100.0	53	16,419	16,472
製造業	3	841	844	5	940	945	-101	-10.7	12.9	5	1,343	1,348
食料品	2	454	456	1	495	496	-40	-8.1	6.9	1	730	731
木材・家具		73	73		75	75	-2	-2.7	1.1		101	101
紙・印刷		12	12		23	23	-11	-47.8	0.2		36	36
窯業・土石		33	33		50	50	-17	-34.0	0.5		66	66
金属・機械		140	140		136	136	4	2.9	2.1		191	191
その他	1	129	130	4	161	165	-35	-21.2	2.0	4	219	223
鉱業		3	3		2	2	1	50.0	0.0		3	3
土石採取業	1	15	16		15	15	1	6.7	0.2		19	19
建設業	5	663	668	17	686	703	-35	-5.0	10.2	23	995	1,018
土木工事業	3	216	219	7	253	260	-41	-15.8	3.3	13	390	403
建築工事業	2	283	285	5	283	288	-3	-1.0	4.3	5	398	403
木造建築業		81	81		82	82	-1	-1.2	1.2		113	113
その他		83	83	5	68	73	10	13.7	1.3	5	94	99
交通運輸事業	1	220	221	1	209	210	11	5.2	3.4	1	413	414
陸上貨物運送事業	8	620	628	4	631	635	-7	-1.1	9.6	5	864	869
道路貨物運送	8	576	584	4	594	598	-14	-2.3	8.9	5	810	815
陸上貨物取扱		44	44		37	37	7	18.9	0.7		54	54
港湾運送業		7	7		11	11	-4	-36.4	0.1		17	17
林業	4	52	56		65	65	-9	-13.8	0.9	1	80	81
水産業	1	88	89		98	98	-9	-9.2	1.4	2	133	135
商業	4	763	767	3	813	816	-49	-6.0	11.7	5	1,196	1,201
清掃・と畜業	3	309	312	1	358	359	-47	-13.1	4.8	1	481	482
上記以外の事業	11	2,943	2,954	5	4,217	4,222	-1,268	-30.0	45.0	10	10,875	10,885

本統計は、労働者死傷病報告書(休業4日以上)により集計したものである。

本年については、集計期間中に把握した速報値である。

昨年については、確定値を集計期間中に再集計したものである。



## 業種別労働災害発生状況 その2

令和5年1月1日～令和5年10月31日

北海道労働局

「上記以外の事業」の内訳

業種別	令和5年			令和4年			対前年		業種割合 (%)	令和4年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
農業		88	88	1	70	71	17	23.9	1.3	1	117	118
畜産業	1	244	245	1	237	238	7	2.9	3.7	2	328	330
金融・広告業		36	36		26	26	10	38.5	0.5		50	50
映画・演劇業		1	1		2	2	-1	-50.0	0.0		7	7
通信業		140	140		138	138	2	1.4	2.1		185	185
教育・研究業		53	53	1	58	59	-6	-10.2	0.8	1	121	122
保健衛生業		1,820	1,820		3,204	3,204	-1,384	-43.2	27.7	1	9,302	9,303
接客娯楽業	3	320	323		267	267	56	21.0	4.9		387	387
その他の事業	7	241	248	2	215	217	31	14.3	3.8	5	378	383
合計	11	2,943	2,954	5	4,217	4,222	-1,268	-30.0	45.0	10	10,875	10,885

「第三次産業」の内訳

業種別	令和5年			令和4年			対前年		業種割合 (%)	令和4年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
商業	4	763	767	3	813	816	-49	-6.0	11.7	5	1,196	1,201
うち 小売業	1	591	592	3	637	640	-48	-7.5	9.0	4	935	939
金融・広告業		36	36		26	26	10	38.5	0.5		50	50
映画・演劇業		1	1		2	2	-1	-50.0	0.0		7	7
通信業		140	140		138	138	2	1.4	2.1		185	185
教育・研究業		53	53	1	58	59	-6	-10.2	0.8	1	121	122
保健・衛生業		1,820	1,820		3,204	3,204	-1,384	-43.2	27.7	1	9,302	9,303
うち 社会福祉施設		889	889		1,359	1,359	-470	-34.6	13.5	1	3,827	3,828
うち 医療保健業		925	925		1,831	1,831	-906	-49.5	14.1		5,451	5,451
接客・娯楽業	3	320	323		267	267	56	21.0	4.9		387	387
うち 飲食店		157	157		129	129	28	21.7	2.4		197	197
うち 旅館業		78	78		58	58	20	34.5	1.2		89	89
うち ゴルフ場	1	41	42		33	33	9	27.3	0.6		40	40
清掃・と畜業	3	309	312	1	358	359	-47	-13.1	4.8	1	481	482
その他の事業	7	241	248	2	210	212	36	17.0	3.8	5	378	383
うち 警備業	4	57	61	2	41	43	18	41.9	0.9	3	73	76
合計	17	3,683	3,700	7	5,076	5,083	-1,383	-27.2	56.4	13	12,107	12,120